

群馬県バスまち協力施設事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業と行政が協力して路線バス利用者（以下「バス利用者」という。）の待合環境を改善することで、路線バスの利用促進を図ることを目的とする、群馬県バスまち協力施設事業（以下「事業」という）について、必要な事項を定める。

(事業の実施体制)

第2条 県は、事業の趣旨を市町村、県民及びバスまち協力施設を営む者（以下「協力施設等」という。）に周知し、事業を円滑に推進するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) バスまち協力施設の登録業務を行うこと。
- (2) 協力施設等に対し、事業への協力を依頼すること。
- (3) 協力施設等にバスまちステッカー（様式第1号）を配付すること。
- (4) ホームページ等を通じて、事業についての情報提供を行うこと。
- (5) 事業全般の運営及びその見直しに関すること。
- (6) その他事業を推進するために必要なことを行うこと。

(バスまち協力施設の条件)

第3条 バスまち協力施設では、バス利用者が快適に待ち時間を過ごせるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) バス停留所から概ね100m以内に立地しており、バス利用者を歓迎し、待合場所としての利用に協力すること。
- (2) バス利用者にトイレの貸出を行うほか、待ち時間を過ごす際のサービス（ベンチや椅子の提供、スマートフォン充電サービス、無料 Wi-Fi など）を可能な範囲で提供すること。
- (3) バスまちステッカーを掲示すること。
- (4) 県、市町村及び、バス事業者から提供されるバス時刻表やバス路線図など、路線バスに関する情報提供資料を掲示又は配布すること。
- (5) その他、路線バス運行に係る情報提供について可能な範囲で協力すること。

(協力施設等の範囲)

第4条 協力施設等が次の各号のいずれかに該当する場合は、バスまち協力施設として登録することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規

制されている業種を営む店舗、施設、企業等。ただし、当該店舗、施設、企業等の立地状況や県民の利用状況等を勘案した上で、第1条の趣旨に照らし、当該店舗、施設、企業等が協力施設等たることが適当であると県が認めた場合は、この限りでない。

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、企業等。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号二規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が関連する店舗、施設、企業等。
- (4) その他事業の趣旨にそぐわないと県が認める店舗、施設、企業等。

（協力の手続き等）

第5条 バスマち協力施設を登録しようとする者は、登録したいバスマち協力施設ごとに様式第2号による登録申込書を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、バスマち協力施設として登録し、協力施設等へバスマちステッカーを配布するとともにホームページ等により公表するものとする。
- 3 県は、第1項のほか、バスマち協力施設となりうる施設を営む者に対し、様式第3号による登録依頼書により、事業の協力を依頼することができる。
- 4 前項の規定により依頼を受けた者が事業に協力できる場合は、様式第4号による承諾書を県に提出するものとする。
- 5 県は、前項の規定により承諾書の提出があった場合は、第1項の規定による登録申込書の提出があったものとして扱う。
- 6 協力施設等は、第1項の登録申込書又は第4項の承諾書の内容を変更しようとするとき、または、登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第5号による変更・廃止届を県に提出するものとする。
- 7 県は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨をホームページ等により公表するものとする。
- 8 バスマち協力施設におけるサービス等が違法又は不適切と認められる場合には、県はバスマち協力施設に登録しないこと又はバスマち協力施設の登録を取り消すことができる。
- 9 バスマち協力施設の登録後に協力施設等が第4条に該当することが判明した場合には、県はバスマち協力施設の登録を取り消すことができる。
- 10 協力施設等は、バスマちステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
 - (1) バス利用者が、バスマち協力施設の外部から見やすい位置に掲示すること。
 - (2) 協力を廃止するときは、廃止の日以後、バスマちステッカーを掲示してはならないこと。

(デザインの使用)

第6条 協力施設等は、事業の目的に反しない範囲でバスまちステッカーのデザインを県の承認を受けることなく、使用することができる。ただし、バスまちステッカーのデザインの一部のみを使用したり、変形したりして使うことはできないこととする。

(個人情報の取扱い)

第7条 県は、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）に基づき、適正に取り扱うこととする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別に県が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。